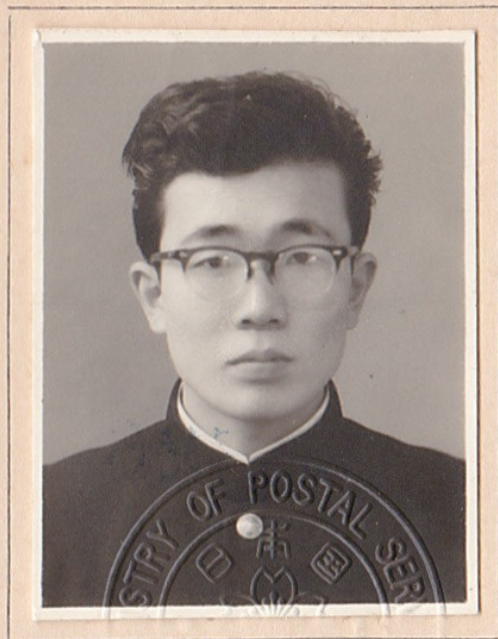


無線從事者免許証

無線從事者免許証



AJN 第七二七号



静岡県

鈴木忠彦

昭和十四年四月五日生

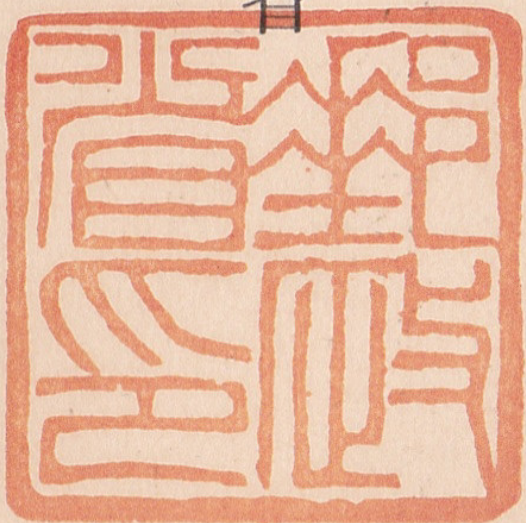
資格 電話級アマチュア無線技士

免許の日 昭和三十四年六月十五日

右の者は無線従事者国家試験及び免許規則により前記資格の免許を  
与えたものであることを証明する

昭和三十四年六月十五日

郵政省



注 意 事 項

一 この免許証は、業務に従事中は携帯しなければならない。

二 この免許証に記載された本籍の都道府県又は氏名を変更した場合は、この免許証を **関東電波監理局**（以下「地方電波監理局」という。）を經由して郵政大臣に提出し、訂正を受けなければならない。

なお、訂正にかえて、免許証の再交付を受けることができる。

三 この免許証を失つたときは、十日以内（船舶又は航空機の航行中の場合は、その航行において最初にその船舶又は航空機が日本国内の目的地に到着後十日以内）に亡失届を地方電波監理局を經由して郵政大臣に提出しなければならない。

四 次の場合は、この免許証をそれぞれ下記の期間内に地方電波監理局を經由して郵政大臣に返さなければならない。

- 1 免許取消の処分を受けたとき……………十日以内
  - 2 この免許証を亡失して再交付を受けた後これを発見したとき……………十日以内
  - 3 この免許証の名義人が死亡し又は失そふの宣告を受けたとき……………一箇月以内
- （戸籍法による届出義務者から）……………